

別紙様式第3号（第17条第3項関係）

（日本工業規格A4）

中間連結業務報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官

殿

住 所

株 式 会 社

銀 行

代表取締役 氏

名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況
を次のとおり報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況
- 3 連結自己資本比率の状況

第2 中間連結財務諸表

- 1 中間連結財務諸表の作成方針
- 2 中間連結貸借対照表
- 3 中間連結損益計算書
- 4 中間連結株主資本等変動計算書
- 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

- 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 4 この様式中、第2の2 中間連結貸借対照表、第2の3 中間連結損益計算書、第2の4 中間連結株主資本等変動計算書、第2の5 中間連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5 中間連結キャッ

シュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

長期信用銀行及びその子会社等（長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
子 会 社 子 法 人 等 関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1 「子会社」とは長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは長期信用銀行法施行規則第13条の12第1号に規定する子法人等のうち長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは長期信用銀行法施行規則第13条の12第2号に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目 (C)		
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A+B+C)		
利 益 剰 余 金			(D)		

自 己 株 式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定					
新 株 予 約 権					
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営 業 権 相 当 額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
の れ ん	△	△			
基 本 的 項 目 (A)			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
			控 除 項 目 (E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(D-E)(F)		
			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
一 般 貸 倒 引 当 金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
期限付劣後債務及び期限付優先株			(参考) マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A/G)	%	%
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			自 己 資 本 総 額 (A + B) (c)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調 達手段の意図的な保有 相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの		
資 本 剰 余 金			期限付劣後債務及び 期限付優先株並びに これらに準ずるもの		
利 益 剰 余 金					
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価 差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれな い金融子会社及び金融 業務を営む子法人等、 保険子法人等、金融業 務を営む関連法人等の 資本調達手段		
新 株 予 約 権					
連結子会社の少数株主 持分					
うち海外特別目的会 社の発行する優先出 資証券					
営 業 権 相 当 額	△	△			
の れ ん	△	△			
基 本 的 項 目 (A)			控除項目不算入額	△	△
償還を行う蓋然性を 有する株式等			控 除 項 目 (D)		
			自己資本額 (C - D) (E)		
土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%に相当する 額			資産(オン・バランス) 項目		
			オフ・バランス取引項 目		

一般貸倒引当金			リスク・アセット等計 (F)		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び 期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/F)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する長期信用銀行は「国際統一基準に係る連結自己資本比率」、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は「国内基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、長期信用銀行法施行規則第4条の7第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 4 「利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

長期信用銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		預 金	
有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー	
買 入 金 銭 債 権		売 現 先 勘 定	
買 現 先 勘 定		債券貸借取引受入担保金	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
コールローン及び買入手形		外 国 為 替	
現 金 預 け 金		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
債 券 繰 延 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返 金	△	再評価に係る繰延税金負債	
貸 倒 引 当 金		負 の の れ ん	
		支 払 承 諾	
		負債の部合計	
		(純資産の部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自己株式申込証拠金	
		株 主 資 本 合 計	
		その他の有価証券評価差額金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	

		評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうちに長期信用銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は

手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項
- (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。

- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (9) 長期信用銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する長期信用銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、長期信用銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (10) 長期信用銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する長期信用銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
- (11) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (12) 資産が担保に供されている場合には、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (14) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (15) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結

会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。)

- ⑩ 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項
 - ⑪ 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項
 - ⑫ 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項
 - ⑬ 以上のほか、長期信用銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、長期信用銀行又はその子会社等が長期信用銀行法施行規則第12条の4の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
 - 3 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
 - 4 法令等に基づき、又は長期信用銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

3 (年 月 日から) 中間連結損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×

そ の 他 経 常 収 益	×	×	×				
経 常 費 用					×	×	×
資 金 調 達 費 用	×	×	×				
(う ち 債 券 利 息)	(×	×	×	)			
(うち債券発行差金償却)	(×	×	×	)			
(う ち 預 金 利 息)	(×	×	×	)			
役 務 取 引 等 費 用	×	×	×				
特 定 取 引 費 用	×	×	×				
そ の 他 業 務 費 用	×	×	×				
営 業 経 費	×	×	×				
そ の 他 経 常 費 用	×	×	×				
経 常 利 益					×	×	×
(又 は 経 常 損 失)							
特 別 利 益					×	×	×
特 別 損 失					×	×	×
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益					×	×	×
(又は税金等調整前中間純損失)							
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					×	×	×
法 人 税 等 調 整 額					×	×	×
少 数 株 主 利 益					×	×	×
(又は少数株主損失)							
中 間 純 利 益					×	×	×
(又 は 中 間 純 損 失)							

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。
- 2 上記のほか、長期信用銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、長期信用銀行又はその子会社等が長期信用銀行法施行規則第12条の4の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は長期信用銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：円)

[illegible]

中間連結 会計期間 末残高	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

5 第 期 (年 月 日から) 中間連結キャッシュ・フロー計算書
(年 月 日まで)

〔直接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	

有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は長期信用銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

（単位：百万円）

科 目	金 額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	

貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
N 現金及び現金同等物に係る換算差額	

V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は長期信用銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。